

ID: 164

担当部署: 産業観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町農産物加工センター条例 第24条第3項		
例規番号	平成21年 条例第28号		
<p>【根拠条文】 (町長による管理) 第二十四条 3 町長は、前項の使用料について、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除し、又は還付することができる。</p> <p>【基準】 聖籠町農産物加工センター条例施行規則第12条の規定による。 (利用料金の減免) 第十二条 条例第十六条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、還付する金額に一元未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国、県又は本町が利用するとき 免除 二 聖籠町の特産品の開発を目的とした研修会の場として利用するとき 五十パーセント 三 健全な地域社会の形成に役立つと認められる研修会の場として利用するとき 五十パーセント 四 小学校、中学校、高校その他の教育機関が授業の一環として利用するとき 免除 五 その他町長の承認を得て指定管理者が定める場合 町長の承認を得て指定管理者が定める割合 <p>2 前項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、減免の可否を決定し、当該申請をした者に利用料減免決定書を通知するものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日